

船舶事故調査報告書

平成27年4月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年9月3日 06時50分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港第4区 徳山下松港島田防波堤灯台から真方位000° 500m付近 （概位 北緯33° 57.41′ 東経131° 55.52′）
事故調査の経過	平成26年10月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 ^{せんしやう} 泉翔丸、497トン 136550、井村汽船株式会社 69.81m×12.40m×7.30m、鋼 ディーゼル機関、1,323kW、平成12年4月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 58歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和53年7月7日 免状交付年月日 平成24年10月16日 免状有効期間満了日 平成30年3月24日 航海士A 男性 57歳 六級海技士（航海） 免許年月日 平成19年2月7日 免状交付年月日 平成23年12月8日 免状有効期間満了日 平成29年2月6日
死傷者等	重傷 1人（航海士A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び航海士Aほか3人が乗り組み、徳山下松港第4区で着岸中、船長が、荷役開始まで時間があったので航海士Aと共にクレーンのバケット（以下「本件バケット」という。）可動部のグリースアップ（グリースの注入）を行うことにし、船長がクレーンを操縦して本件バケット（シェル部を船首尾方向に開いた状態）を船倉の左舷船尾側付近の上甲板高さまで吊り上げ、航海士Aが左舷上甲板上から本件バケットの左舷側のグリースアップを行った。 航海士Aは、左舷側のグリースアップを行った後、右舷側のグリース

	<p>アップを行うため、本件バケット船尾側シェル上縁部を歩いて右舷側に移動しようとしたところ、平成26年9月3日06時50分ごろ、足を滑らせて本件バケットの開口部から約3m下方の船倉内に積まれた荷（山状にばら積みされたフェロニッケル）の上に転落した。</p> <p>航海士Aは、近くで他の作業を行っていた乗組員に救助されて救急車で病院に搬送され、全治約3か月の左腕^{とうこつ}橈骨骨折及び腹内出血と診断された。</p> <p>（写真1 本事故発生時の本件バケットの状況、写真2 本件バケット船尾側シェルの状況 参照）</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本船では、船倉内へ降りる手間が省けるので、日頃から本件バケットを船倉の左舷船尾側付近の上甲板高さまで吊り上げてグリースアップを行っていた。</p> <p>航海士Aは、本事故の前日に本船へ乗船し、本船での本件バケットのグリースアップ作業は初めてであったが、過去に他の船舶でバケットのグリースアップ作業を実施した経験を有していた。</p> <p>航海士Aは、本事故発生時、ヘルメット及び安全靴は着用していたが、安全ベルトは装着していなかった。</p> <p>船長は、船員労働安全衛生規則上の安全担当者に指定され、マスト等での高所作業を行う際には、乗組員に対し、事前に安全ベルトを着用させるなどの安全指導を行っていたが、本件バケットのグリースアップ作業時については、安全指導を行っていなかった。</p> <p>本船では、運航管理会社による安全講習会又は安全指導が年約2回実施されていたほか、文書での安全指導も行われていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、徳山下松港第4区において着岸中、本件バケット可動部のグリースアップ作業を実施する際、本件バケットを上甲板高さまで吊り上げ、また、命綱又は安全ベルトを使用せずに作業を実施したことから、航海士Aが本件バケット船尾側シェル上縁部を移動中に足を滑らせ、約3m下方の積荷の上に転落して負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が徳山下松港第4区において着岸中、本件バケット可動部のグリースアップ作業を実施する際、本件バケットを上甲板高さまで吊り上げ、また、命綱又は安全ベルトを使用せずに作業を実施したため、航海士Aが本件バケット船尾側シェル上縁部を移動中に足を滑らせ、約3m下方の積荷の上に転落したことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本件バケット可動部のグリースアップは、船倉内に置いて実施すること。・ 墜落するおそれのある場所で作業をする場合、船員労働安全衛生規則に基づいて安全対策を講じること。
-----------	---

写真1 本事故発生時の本件バケットの状況



写真2 本件バケット船尾側シェルの状況

